

地域医療構想調整会議の議事概要 報告書

呉地域保健対策協議会

会議の実施日時	令和元年9月25日(水) 14:00~15:35 令和元年度 第1回		
議題1 (病床機能報告に係る定量的な基準について)			
<p>○ 事務局より、前年度からの経緯、9月9日の県単位の調整会議で承認された県の定める「定量的な基準」の内容、この基準を呉圏域に適用した試算結果(全体、公的病院、民間病院)を説明</p> <p>○ 呉圏域においては、県の定める「定量的な基準」については、病床機能報告を行う際の参考として、報告は各医療機関の自主的な判断で行うことを確認(10月1日から令和元年度病床機能報告の受付が始まることから、これに間に合うように、県の定める定量的な基準及びこれに対する呉圏域での考え方を対象医療機関に通知する)</p>			
[質疑・意見]			
(委員)			
<p>島嶼部では慢性期でないとやっていけない。そして回復期や急性期も診ながら地域の医療を支えている。しかし地域医療構想には慢性期のことが出てこない。慢性期を見捨てずにこの場をつくってほしい。</p>			
(地域医療構想アドバイザー)			
<p>広島県では慢性期の病床数を「以上」と幅広く取っている。今は慢性期の病床数や在宅について検討する時期に入っていないため議論の俎上に乗っていないが、決して見捨てているわけではない。</p>			
(委員)			
<p>資料には「いずれの医療機能を報告しても、診療報酬上の入院料等の選択等に影響を与えるものではない。」とある一方で「準急性期については、診療報酬上、実態に即した評価を行うよう国に要望していく。」とあり、矛盾している。</p>			
<p>診療報酬上全く関係がないのであれば、何のためにこれをするのかよくわからない。</p>			
(地域医療構想アドバイザー)			
<p>準急性期という形でアピールしないと、単に急性期、回復期ということでは厳しい。</p>			
<p>※質疑の過程において、地域医療構想アドバイザーから、翌26日に開催される厚労省の「地域医療構想に関するワーキンググループ」において公立・公的医療機関等に係る改革プラン等の再検証を要請する医療機関のリストが提出(公表)されることなど、国の動向についての説明があった。</p>			
(委員)			
<p>広島県を7つの二次医療圏で分けるのが本当にいいのかわかりませんがよく考えないといけない。</p>			
(地域医療構想アドバイザー)			
<p>第7次広島県保健医療計画の改定に際し、小児救急と産科については県地对協の中にワーキングをつくり全県単位で協議を行うこととしている。</p>			
(委員)			
<p>化学療法を入れることによって最初は準急性期だったものが急性期になった。急性期だったものが高度急性期になっている。基準としては埼玉方式とほぼ変わらないくらいになっていた。</p>			

(委員)

「特定機能からの整理」のところで「健診病棟」が追加になっている。診療報酬上「健診病棟」というのはどこにも出てこない。健診は自由診療なので外れる機能ではないかと思う。

(事務局)

「健診病棟」が追加された経緯については県に確認する。

## 議題2 (基金を活用した病床転換支援について)

- 事務局より、地域医療介護総合確保基金を活用した病床転換支援事業の概要を説明
- 令和元年度において基金活用の意向がある2病院（前田病院、横山病院）から、それぞれ病床転換計画の概要を説明
- 2病院とも急性期から不足している回復期の病床に転換する計画であることを、呉地域医療構想調整会議として確認し、県へ報告することとした。

[質疑・意見]

特になし

## 議題3 (今後の進め方について)

- 事務局より、今後の進め方について説明。これに関連して、9月9日の県単位の調整会議資料「第7次広島県保健医療計画の一部改定」により、計画の一部改定に係る事項、計画の改定手順（案）、外来医療計画（仮称）の骨子案などについて説明

[質疑・意見]

特になし